

甲賀市地場産品販売促進事業補助金

募 集 要 領

【受付期間】

令和2年11月10日（火）～令和3年3月31日（水）

【申請書類の提出方法】

◆受付方法は、郵送のみです。◆

≪申請書類提出先≫

〒528-8502

甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課 新産業振興係 宛て

- ※ 送信封筒のあて先に誤りがないか、送付前に再度ご確認ください。
- ※ 送信封筒の裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※ 令和3年3月31日（水）の消印有効です。

【その他 注意事項】

- ・ 提出された書類の返却はいたしませんので、申請書類一式の写しを手元にお控えください。
- ・ 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。訂正済のものを受付期間内に提出いただく必要がありますので、書類の作成や申請にはご注意ください。
- ・ 電話番号には必ず連絡がとれる電話番号を記載ください。

【お問い合わせ先】

甲賀市 新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進室

TEL：0748-69-2133

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）

甲賀市地場産品販売促進事業補助金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた伝統的工芸品である信楽焼の販売促進を目的に、県内の宿泊事業者が信楽焼を購入するために要した経費の一部を補助します。

2 対象者

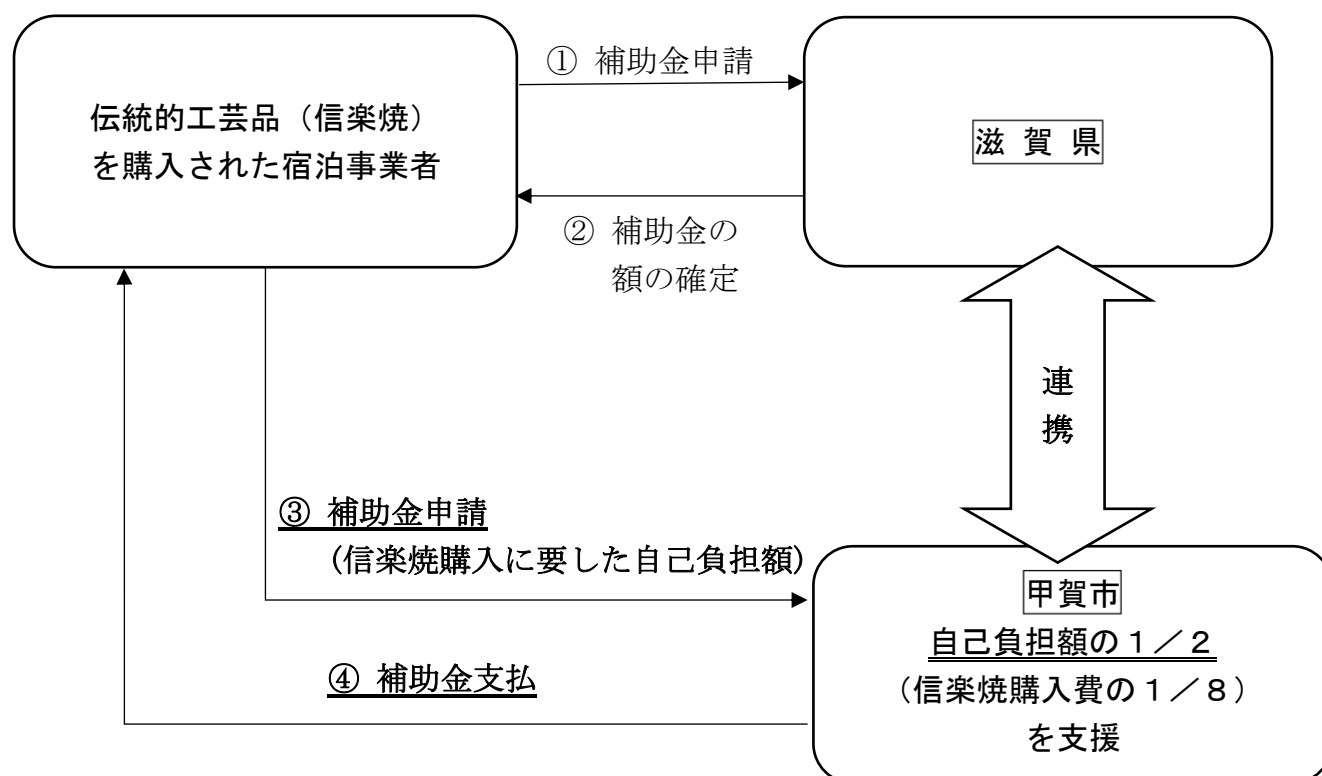
滋賀県が実施する「近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金（令和2年10月26日施行）」の額の確定通知を受けた事業者の内信楽焼を購入した者としてします。

3 補助金額

信楽焼購入費のうち、自己負担額の2分の1（信楽焼購入のために要した経費の8分の1）とし、補助上限は16万6千円・下限は1千円です。

4 甲賀市地場産品販売促進事業補助金交付までの流れ

「近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金」の流れ ① ②

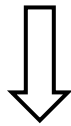


甲賀市地場産品販売促進事業補助金の流れ ③ ④

5 申請の手続き

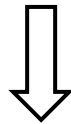
申請者（申請者 → 市）

- 申請書兼実績報告書兼請求書の提出【郵送にて商工労政課へ送付】
地場産品販売促進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）
 - ※1 添付書類
 - (1) 誓約書（様式第2号）
 - (2) 県補助金の額の確定通知書の写し
 - (3) 県補助金の実績報告書の写し
 - (4) 県補助金の購入品活用報告書の写し
 - (5) 県補助金の収支精算書の写し
 - (6) 県補助金の産地証明書の写し
 - (7) 振込口座が確認できる資料（通帳の見開きの写し等）
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - ※2 申請いただく前に、別添のチェックシートで申請書への記入事項や添付書類に誤りがないか確認してください。



甲賀市

- 書類確認・審査



甲賀市（市 → 申請者）

- 交付決定及び額の確定通知書の送付【郵送にて送付】
- 補助金の支払
 - ※ 申請書類等に不備がなければ交付決定及び額の確定通知後、30日以内に指定口座へ補助金を振り込みます。

6 その他

- (1) 本補助金の申請・交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本補助金の交付決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。また、その支払期限を超えた場合には、加算金等を支払っていただく場合があります。
- (2) 市は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (3) 市長が必要と認めるとき、補助決定者に対して報告又は必要書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他物件等を検査することができます。
- (4) 本補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。
- (5) 市長が必要と認めるときは、補助決定者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができます。
- (6) その他、ご不明な点がある場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

甲賀市役所 新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進室

TEL：0748-69-2133

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）

【申請書類提出先】

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

甲賀市役所 商工労政課 新産業振興係 宛て

TEL：0748-69-2187 FAX：0748-63-4087

問い合わせ時間：8時30分から17時15分（土・日及び祝日は除く。）

甲賀市地場産品販売促進事業補助金 Q & A 集

【対象者について】

Q 1・「甲賀市地場産品販売促進事業補助金」の交付対象者はどのような者となるのか。

「近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金（令和2年10月26日施行）」の額の確定通知を受けた宿泊事業者の内、信楽焼を購入された事業者です。

なお、「近江の地場産品購入によるおもてなし向上事業費補助金」の詳細につきましては、滋賀県のホームページをご参照ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/314823.html>)

【添付書類について】

Q 2・ネット銀行など通帳がない場合はどうしたらいいのか。

ネット銀行の場合は、銀行や支店名、振込口座がわかるもの（キャッシュカード等）で代用いただけます。

なお、口座情報の記載誤り等、記載内容に不備がある場合は、補助金の額の確定から補助金の交付までに30日以上の間を要する場合があります。

【申請手続きについて】

Q 3・市への申請書の提出方法はどのようなものがあるのか。

提出は、原則、郵送のみとしています。

【補助金の支払いについて】

Q 4・市からの補助金はいつ支払われるのか。

交付決定及び額の確定通知書を送付後、30日以内に指定口座へ振り込みます。

なお、口座情報の記載誤り等、記載内容に不備がある場合は、補助金の額の確定から補助金の交付までに30日以上の間を要する場合があります。

Q5・信楽焼と併せて、他の伝統工芸品を購入した場合の補助金額はどうか。

【case1. 信楽焼を100万円で購入する場合】

事業費	信楽焼①	その他の伝統工芸品②	事業費 (③=①+②)
	1,000,000円	0円	1,000,000円
県補助金算定	県補助金残 (信楽焼の自己負担額) (④=①×1/4)		
	250,000円		
市補助金算定	市補助金 (⑤=④×1/2)		
	125,000円		

最終市補助金額 125,000円

【case2. 信楽焼を140万円で購入する場合】

事業費	信楽焼①	その他の伝統工芸品②	事業費 (③=①+②)
	1,400,000円	0円	1,400,000円
県補助金算定	県補助金残 (信楽焼の自己負担額) (④=①×1/4)		
	350,000円		
市補助金算定	市補助金 (⑤=④×1/2)	市補助上限⑥	
	175,000円	166,000円	

最終市補助金額 166,000円

【case3. 信楽焼を60万円、その他の伝統工芸品を40万円で購入する場合】

事業費	信楽焼①	その他の伝統工芸品②	事業費 (③=①+②)
	600,000円	400,000円	1,000,000円
県補助金算定	県補助金残 (信楽焼の自己負担額) (④=①×1/4)		
	150,000円		
市補助金算定	市補助金 (⑤=④×1/2)		
	75,000円		

最終市補助金額 75,000円

【case4. 信楽焼を20万円、その他の伝統工芸品を200万円で購入する場合】

事業費	信楽焼①	その他の伝統工芸品②	事業費 (③=①+②)
	200,000円	2,000,000円	2,200,000円
県補助金算定	県補助金残 (信楽焼の自己負担額) (④=①×1/4)		
	50,000円		
市補助金算定	市補助金 (⑤=④×1/2)		
	25,000円		

最終市補助金額 25,000円